

平成30年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年9月4日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年9月4日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	高木純一	学校教育課長	西谷ひろみ
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	高田志郎
会計管理者	山下浩子		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第46号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第47号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第48号 森町教育委員会委員の任命について
- 議案第49号 森町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第50号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について
- 議案第55号 公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第57号 平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成30年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成30年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

- 認定第 1 号 平成 29 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 29 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 29 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 29 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 29 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 29 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 29 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 29 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 29 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 平成 29 年度森町病院事業会計決算認定について

< 議事の経過 >

議 長 (山本俊康君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、4番岡野豊君及び5番伊藤和子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

議長

(「異議なし」と言う者多数)

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月26日までの23日間に決定しました。

日程第3、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

第二常任委員会委員長、中根幸男君。登壇願います。

8番議員

(中根幸男君) 第二常任委員会の中根幸男でございます。

所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

森町議会では、人口減少問題対策をテーマに、住民の皆様から幅広い意見を伺い調査研究をしてきました。

そうした中、平成30年4月1日、役場組織・機構改革による所管変更により、平成30年5月7日、第一常任委員会から第二常任委員会に引継ぎを受けた事項について、第二常任委員会を開催し調査検討を進めてまいりました。

更に議員全員で調査研究の上、第二常任委員会として、次の通り提言書を取りまとめましたのでご報告をいたします。

「森町の人口減少の理由と、森町に住みたくなる条件等」意見に対する提言について申し上げます。

1、企業誘致への取組について

町では、企業への支援策として、県との協調補助である「森町産業立地事業費補助金」の一部改正を行うとともに「森町産業立地奨励事業費補助金」や「森町企業立地マッチング促進事業」を新規に制定し、本町に進出意向のある企業等に対する用地探しのサポートから、立地後の円滑な事業定着を図る税相当額に対する助成に至るまで、切れ目のない支援策を整えたところであります。

現在、遊休地や遊休工場等を中心に企業誘致を進め、雇用の創出に取り組んでおり、今後とも積極的に推進されたい。特に、新東名を活かしたまちづくりとして「森掛川IC周辺」と「中川下工業団地周辺」は重点地域であるので、企業誘致を推進するよう提言する。

また、町では企業立地・雇用促進サイトを開設し、企業への支援

策や遊休地等の情報提供を行っているが、更にSNS等での情報発信や検索ができるような体制を進めること。

2、移住定住の促進について

県内では、移住定住を促進するため、住宅を新築する場合に固定資産税相当額や、取得額に対し30万円から240万円の補助制度を設けている市町が60パーセントあり、リフォームについても15万円から100万円の補助をしている市町が約40パーセントとなっている。特に中部地域の住宅助成は、新增築が86パーセント、リフォームが71パーセントと高い割合となっている。

森町でも移住定住対策の一環として、住宅を新築する場合等の補助制度を政策として新設することを提言する。

また、情報発信として「移住サイト」を設けていないのが、西部7市町の内、2市町だけであるので、森町でも設けること。

なお、提言書につきましては、議長及び第二常任委員長名で町長に提出しますので、町政に反映していただきますようお願いいたします。以上、委員長報告といたします。

議長 (山本俊康君) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第4、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から、健全化判断比率（平成28年度分）における将来負担比率の修正について、平成29年度財政健全化判断比率等報告について、第26期株式会社アクティ森計算書類及び第27期事業目標について、以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご承知願います。

日程第5、議案第46号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第46号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

現在、森町固定資産評価審査委員会委員であります安西^{あんざいさお} 功氏が本年9月16日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、平成27年6月12日から委員を務めていただいております、現在2期目であります。経歴書に記載のとおり、長年にわたり森町役場に勤務され、行政経験と知識が豊富であり、誠実で真面目な人柄でありますので、委員には適任と考えております。任期は平成30年9月17日から平成33年9月16日までの3年間です。

また、当委員会の委員は3名で、杉浦^{すぎうらしげる} 茂氏、佐野^{さのふさよ} 房代氏とともに、男性2名、女性1名で運営されており、幅広い見地から公正な審議の推進を図っていきたくと考えています。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (山本俊康 君) これから質疑を行います。

ここで皆さん方をお願いをさせていただきます。毎回のことですが、発言者はマイクを近づけ、大きな声で発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (山本俊康 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

- 議 長 (起 立 全 員)
(山 本 俊 康 君) 起立全員です。
したがって、議案第46号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。
日程第6、議案第47号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
- 議 長 (職 員 朗 読)
(山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。
- 町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第47号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由の説明を申し上げます。
本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護委員候補者の推薦であります。
現在、人権擁護委員として活躍されている^{もりあけみ}森曉美氏が、平成30年12月31日をもって任期満了となり、退任することになったため、後任として新たに推薦するものであります。
人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図るため献身的な活動をされております。
今回提案いたしました^{さとうあきたか}佐藤明孝氏の経歴は、添付の経歴書のとおりで、永年にわたり静岡県警察に勤務され、退職後は、静岡県交通安全協会で講習指導員として活躍されております。地域の事情に精通するとともに、明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、また、基本的人権を尊重し、人権思想に理解があることから、委員の候補者として適任であると考えます。任期は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間であります。
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。
- 議 長 (山 本 俊 康 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

5番、伊藤和子君。

5番議員

(伊藤和子君) 5番、伊藤です。佐藤氏に関しましては、町長のご説明にもありましたように、非常に地域からの信頼度も高く、そして人格的にも優れ、適任者であると私も感じているところでございます。

今回、佐藤氏が候補に挙がるまでの経緯を、もう少し詳細に教えていただければと思います。

議長

(山本俊康君) 住民生活課長。

住民生活

(幸田秀一君) 住民生活課長です。今回佐藤さんを人権擁護委員の候補者として推薦した経緯についてですが、近年定年で会社を辞められた方とか、学校を辞められた方とか、いろいろな方をお願いをして、いろいろな人脈と言うかですね、いろいろな方にご相談をさせていただいて、探しているわけなんですけど、なかなか定年退職をされても、すぐ自宅に入るとかという方は今実際は少ないのが現状です。再雇用とか、そのまま会社に残る方も多く、もし家に入るとしても、介護の問題とか、そういうところでなかなか大変なところがありました。

課長

今回も約十名弱の方、いろいろな方をお願いして、候補者の方を教えていただいたのですが、本人と接触する中で、なかなかご都合が見つからないという方が多くて、今回佐藤さんにつきましては、ちょうど経歴書にもございますけども、園田の駐在所に来てから、ずっと森町が好きで住んでいただいている方で、また、警察官ということではじめの問題とかそういうものについても、結構興味とか関心がありまして、森町に何か貢献をできたら、というようなお話を直接お伺いしましたので、是非お願いしたいと思ひまして推薦をさせていただきました。以上です。

議長

(山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田彰君) 今推薦に至る経過というのをお聞きしました。それで、佐藤氏の経歴の中で、警察官以外の地域の、例えば自

治会長とか、副をやっていたとか、そういった活動というものはあるのでしょうか。

それから、今回森曉美氏が退任するという事で、女性を選ぶというのが一番良かったのではないかなと。推薦するのが良かったのではないかなと思うわけですが、その辺は無理だったと。推薦の経過を聞いて、十名ほど当たったということですが、その中にも女性はおられたのでしょうか。

議 長 (山本俊康 君) 住民生活課長。

住民生活 (幸田秀一 君) 住民生活課長です。役職につきましては、課 長 町内会の役としまして、これまで社会教育推進委員をやられてきたということをお聞きしました。町内会長とかのいわゆる3役とかそういう役職につきましては、年齢的にこれから迎える年代になるかと思えます。

あと、女性の登用ということでございますけども、確かに女性の方にもいろいろお伺いしました。先ほど申し上げましたように、十名ほどいろいろな方から教えていただいたんですが、なかなかご都合がつくというか、引き受けていただける方がいらっしやらなかった、というのが現実でございます。以上です。

議 長 (山本俊康 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 法務局が、法務省がこの人権擁護委員に対する見解を出しておりまして、人権擁護委員はそれぞれの地域社会において各種の人権擁護活動に積極的に従事することが求められていると。人権擁護委員としての熱意、先ほど子どものイジメとかそういったものに関心があるよということでは、熱意を感じるのかなと思えます。

それから人権に対する理解に加えて、地域社会で信頼されるに至る人格、識見や中立公正さを兼ね備えていることが必要であると。また、特定の人権課題や、法律心理等、特定の領域に専門性を有する人権擁護委員の確保も必要であると。

それから、男女共同参画社会の実現が重要な人権課題となってい

るということで、これらに寄与すべき擁護委員としては、その半数が女性であることが望ましいというふうに言っています。ですので、女性を一層選任すべきであると。今森町が女性が何名いるのか、ちょっとそれもお聞きします。

人権擁護委員法も、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者と並んで、人権擁護に関わる団体の構成員の中から委員を選任すべきことを明記しています。これは同法6条3項ですけども、ところであり様々な分野で人権擁護に取り組んでいる各種団体のメンバーからも適任者の選任を図るべきであると。

例えば、民生委員をやられている山本玲子氏は、長く民生委員の会長としても頑張っている中で、非常に彼女は民生委員をできればもう辞めたいということを行っているようですけども、適任ではないかなと考えているわけです。

そのために、人権委員会は弁護士会、その他の団体に協力要請をするなどして、専門性を有する委員を、全国的に十分確保、なかなか十分確保できていないということですが、必要があるということです。

それから推薦に当たっては、一定の地区、団体と町内会に推薦定員を割り振った上で人選を依頼している例が少なくないと。しかし、選ぶに当たって硬直化しているということで、この適任者の人選に支障を来している面が見られると。選任基準や、選任に関する留意点の周知を図った上で人選しうるよう、人選方法を再検討することを要請すべきであるというようなことも書いてございます。

ですので、佐藤さんがずっと警察できていて、今社教の役員をやったということをおっしゃいましたけども、もう少しその地域にかかるいろいろな活動をされた上での選任の方が、私はいいのではないかなというような感じもいたしまして、質問させてもらいましたが、その辺はいかがでしょうか。

議 長 (山本俊康君) 住民生活課長。

住民生活課長 (幸田秀一君) 佐藤さんにつきましては、森に赴任されて園田駐在所に勤務されたという経緯もありまして、それから森町に住んで、ずっと地域の方々と一緒に活動、町内会の活動等をされてきているのが実際のところだと思います。

いろいろな団体を調べるというか、お願いするというのもあるんですが、いろいろなところ、私どもも全てを知っているわけではないんですが、なるべく広い方に、いろいろな方に、どなたかやっていただける方はございませんでしょうかということで、お聞きはしています。

今回、たまたま佐藤さんがそういう志もあったという話も聞きましたので、お願いしたということです。女性につきましては、現在森曉美さんがやっつけらっしゃるわけですが、5人今森町から推薦されて人権擁護委員をやっつけらっしゃいますが、今回男の方がこれで3人、女性の方が2人のパーセンテージと言うか、割合になります。5人中で女性2名、今までは女性が3名、男性が2名だったんですが、今回は男性が3名、女性が2名の構成割合となります。以上です。

議長 (山本俊康君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 一応ちょっと参考というとおかしいですけども、山本玲子さんの例を出しました。その辺はいかがでしょうか。

議長 (山本俊康君) 住民生活課長。

住民生活課長 (幸田秀一君) ただいま民生委員の方のお名前をお聞きしたんですが、現在民生委員をやられているということで、今回は対象者の中には、特に選定の中には入っておりませんでした。以上です。

議長 (山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 佐藤さんですけども、学歴というか出生地を見ますと、三ヶ日高校ということですので、三ヶ日の出身の方だと存じ上げますけども、森町谷中に居を構えたということで理解をしているわけですけど、いつ頃から森町に、警察ですからそこから中

に着任、赴任をしているわけですが、谷中は当然自分の家である
と思いますけど、いつ頃から谷中に住んでおられるのでしょうか。

議 長 (山本俊康 君) 住民生活課長。

住民生活 (幸田秀一 君) 昭和61年3月に森警察署に配属されまして、
課 長 園田駐在所に勤務されるようになったんですが、住宅を構えたのは
平成元年からです。以上です。

議 長 (山本俊康 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (山本俊康 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (山本俊康 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は、これに推薦することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (山本俊康 君) 起立全員です。

したがって、議案第47号「人権擁護委員候補者の推薦について」
は、推薦することに決定しました。

日程第7、議案第48号「森町教育委員会委員の任命について」を
議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (山本俊康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました、議案第48号「森
町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の早馬保男はやうまやす お氏が、平成30年9月30日をもって
任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員

として任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成29年10月1日に就任され、1期1年お務めいただき、森町の教育の振興にご尽力いただきました。人柄も良く、豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方で、任期中には、森町の教育について真摯に考え、保護者の視点でも貴重なご意見・ご助言をいただきました。

今後も町の教育振興に貢献していただけるものと確信しておりますので、教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由といたします。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、4年以内で長が定めるものとするという特例が設けられたため、各教育委員の任期満了の時期が重ならないよう、早馬氏の前回の任期を1年とさせていただきました。今回の任期は、法令のとおり平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間となります。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第48号「森町教育委員会委員の任命について」

は、同意することに決定しました。

日程第8、議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第49号「森町税条例等の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。平成30年度地方税制改正に係る関係法令の改正に伴い、町条例につきましても、平成30年3月31日に公布された地方税法のうち、平成30年4月1日施行のものは、森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を平成30年3月31日付けで専決処分を行い、6月議会において承認をいただきました。また、生産性向上特別措置法に関連した改正につきましても、同じく6月議会において森町税条例の一部改正を上程させていただき、原案どおり可決していただきました。

今回の改正につきましても、平成30年10月1日以降に施行するものについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、個人所得課税を見直し、給与所得控除・公的年金控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるものです。

また、現在は一律33万円の基礎控除額を見直し、所得額2400万円を超え2450万円以下の者は控除額が29万円、所得額2450万円を超え2500万円以下の者は控除額15万円、所得額2500万円を超える者は控除額0円と逡減・消失する仕組みを導入することとしております。

あわせて、給与所得控除の上限が適用される給与収入について100万円超を850万円超とし、給与所得控除の上限額を220万円から195万円に引き下げ、公的年金等控除の上限の適用を公的年金等収入1000万円超と設定し、控除の上限額を195万5千円とするものです。

2点目は、地方たばこ税の税率を引き上げることとし、紙巻たばこにつきましては、平成30年10月1日から平成33年10月1日までに3段階に分けて税率を引き上げ、市町村たばこ税として、1,000本あたり1,290円の増加となります。

また、加熱式たばこ紙巻きたばこに大きな税率の格差が存在することから、加熱式たばこの課税の見直しを行い、平成34年10月1日までに5段階に分けて税率を引き上げ、加熱式たばこの銘柄によって、紙巻たばこの税率の7割から9割とするものであります。

3点目は、国税と同様に、資本金1億円超の普通法人等に対して、法人町民税に係る電子申告を義務化するための条項の追加であります。

その外、法律改正に伴う引用条文の条項等のずれを改めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第9、議案第50号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第53号「森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま一括して上程されました、議案第50号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第53号「森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成26年6月に公布され、平成27年4月1日から施行されました、平

成30年9月末日をもって教育長の任期が満了し、経過措置期間が終了することに伴い、新たな教育委員会制度へ移行するため、所要の改正を行うものです。

はじめに、議案第50号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正理由でございますが、教育長の給与、期末手当、勤務時間等の根拠法令が、教育公務員特例法から特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法となることによるものであり、給与、期末手当、勤務時間等は実質的には変わるものではありません。また、新たに教育長の職務専念義務が追加され、一般職の職員と同様に職務専念義務の特例を定めるものでございます。

次に、議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容としましては、教育長が一般職から特別職へと移行されることから、教育長が一般職であることを前提に規定されている部分を削るものでございます。

また、第16条第1項につきましては、今まで病院での救急医療は、当直・日直で対応し、その勤務については、宿日直手当を支給してまいりました。しかし、本来の宿日直手当は、電話の取次ぎや施設の巡視など断続的な勤務が該当すると磐田労働基準監督署から指摘されたため、今後の救急医療の維持を考慮し、医師などの勤務態勢を見直す中で、医師及び看護師等の宿日直手当の規定を削除するものであります。

また、今回の改正に合わせて、字句の修正も行うものでございます。

次に、議案第52号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容としましては、教育委員長制度が廃止されることに伴い、委員長の報酬に関する規定を削るものでございます。

最後に、議案第53号「森町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」の改正内容としましては、教育長が特別職へと

移行されるため、第1条に教育長を加えるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第13、議案第54号「森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第54号「森町学校のあり方検討会設置条例を廃止する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

森町の子どもたちのよりよい教育環境を確保するため、学校のあり方を検討する「森町学校のあり方検討会」を設置するために、平成29年3月に本条例を制定いたしました。

この検討会には、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問を受け、昨年度1年掛けて学校のあり方について調査・検討をしていただきました。

平成30年3月に、検討会から「森町学校のあり方について」教育委員会に答申書が提出され、それに基づき教育委員会としての方向性が、6月の総合教育会議で示されたところです。

検討会設置の目的、所掌事務、組織等を規定しております本条例第4条に「委員の任期は、委嘱の日から教育委員会に答申をしたときまでとする。」と規定されており、答申書が提出されたことにより検討会の役割が終了しましたので、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第14、議案第55号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議

題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第55号「公立森町病院職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

森町病院では、これまで24時間365日救急患者を受け入れてきましたが、医師不足、医師の長時間労働の改善など、従来どおりの救急医療体制が困難となり、本年10月1日以降、22時から翌朝6時までの救急患者の受付を制限させていただきます。

今までは、勤務時間外の救急医療は当直・日直で対応してまいりましたが、今後の救急医療の維持と医師などの勤務態勢の改善を見直す中で、17時以降の夜間についても勤務時間として捉え、その代わり平日の勤務時間を減らす不規則勤務として対応して、当町の救急医療の維持を図ってまいります。

このため、森町病院の標準となる8時15分から17時までの正規の勤務時間に対して、夜間、早朝などの時間帯に割り振られた医療業務に従事する医師などの職員に支給する手当として、第6条第1号の上限額を13,000円増の20,000円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (山 本 俊 康 君) 日程第15、議案第56号「平成30年度森町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第56号「平成

30年度森町一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ190,888千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,780,758千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、町単独道路改良事業の財源として、地方道路等整備事業の限度額を増額するものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、1款1項1目、議会費10,952千円につきましては、老朽化に伴いかねてより聞き取りにくくなっております議事堂の音響システムの更新、及び椅子の更新等に係る諸備品購入費であります。

2款1項1目、一般管理費1,048千円につきましては、議事堂の改修に係る経費の追加でございますが、改修に必要な修繕費2,340千円を追加するとともに、当初予定をしておりました設計業務につきましては、執行見込みがなくなったため、設計業務委託料1,292千円を減額するものでございます。

11・12ページ、4款1項5目、診療所費100,000千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

6款2項2目、農地事業費1,000千円につきましては、太田川農業用水水利権更新に係る、県単独農業農村整備事業調査費負担金であります。

3項3目、林道新設改良費2,100千円につきましては、度重なる豪雨等により発生しております林道への落石や崩土の除去、路面整備等を行うため、修繕費の追加をお願いするものでございます。

7款1項3目、観光費14,230千円のうち、観光誘客推進事業14,000千円につきましては、近年全国の多くの自治体で積極的に推進している、シティプロモーションの取組として、森町の新たな魅力の

創出と発信事業を行うため、委託料をお願いするものでございます。

内容につきましては、株式会社共同通信デジタルから提案を受けた、アクティ森のレストランを活用した、森町における食材をテーマにした新メニュー開発や、スマートフォンを活用した仮想体験の仕組みづくり等でございます。

なお、この取り組みにつきましては、ふるさと納税にていただきました寄附金を活用させていただきたく、財源の一部としてふるさと応援基金を充てたいと考えております。

13・14ページ、8款2項2目、道路維持費18,800千円につきましては、緊急性を要する道路の維持管理、及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

3目、道路新設改良費18,900千円につきましては、西俣地内、町道西俣・中島線外2路線測量設計業務等の委託料5,900千円と、草ヶ谷地内、町道走り谷田・白掛線法面改修工事費6,000千円、及び、無指定工事費7,000千円でございます。

3項2目、河川維持改修費14,500千円のうち、河川維持管理費2,000千円につきましては、堆積土砂により河川の通水能力の低下が顕著となっている、排水路等の浚渫等の手数料をお願いするものでございます。

町単独河川改修事業12,500千円につきましては、永年の流水により水路構造物の破損が顕著で、近年多発している局地的豪雨等による被災が危惧されるため、早急に改修工事を行うもので、北戸綿地内、普通河川北戸綿排水路改修工事10,000千円と、無指定分2,500千円をお願いするものでございます。

15・16ページ、10款5項8目、文化会館費5,027千円につきましては、文化会館内のトイレや空調機器に雑用水を送水している加圧給水ポンプが、老朽化による著しい機能低下により、施設利用に支障が生じたため修繕するものと、大ホールの映写室・照明調整室・音響調整室の空調が故障し使用できない状況であるため、早急に修繕するものでございます。

いずれも開館以来23年使用してまいりましたが、部分的な修繕では対応できないため取替えを含めた修繕でございます。

11款1項2目、林道災害復旧費2,800千円につきましては、7月末の台風到来後に行った林道パトロール等で被災が確認できた、林道の路肩損壊等の修繕費1,300千円と、法面からの崩土除去等のための重機借上料1,500千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、18款2項9目、ふるさと応援基金繰入金7,000千円につきましては、観光費に計上しました、新たな魅力創出発信事業委託料の財源として、ふるさと応援寄附金を財源に積み立てております同基金を繰り入れ、活用するものでございます。

19款1項1目、繰越金172,990千円につきましては、公立森町病院繰出金の財源及び財源調整としての計上であります。

21款1項3目、土木債10,300千円につきましては、町単独道路改良事業の財源として、地方道路等整備事業債を計上するものでございます。

以上が「平成30年度森町一般会計補正予算（第4号）」の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山本俊康君）日程第16、議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（山本俊康君）本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）ただいま上程されました議案第57号「平成30年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57,589千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,142,325千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費270千円につきましては、本年度から財政運営が都道府県化された等の国保制度改革に伴い、国庫負担金であります療養給付費負担金等の交付申請方法が変更となり、既存システムの改修が必要となるため、全額県補助金を受けて、システム改修を行う電算委託料であります。

6款1項1目、国民健康保険事業基金積立金50,000千円につきましては、国保事業の安定的な運営に資するため、29年度繰越金の一部を、国民健康保険事業基金に積み立てるものであります。

8款1項3目、償還金7,319千円につきましては、平成29年度の療養給付費等交付金の実績に基づく精算で、超過交付分を社会保険診療報酬支払基金に返還するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款1項1目、保険給付費等交付金270千円は、歳出の一般管理費、システム改修に係る電算委託料に対する特別調整交付金であります。

6款1項1目、前年度繰越金57,319千円のうち、療養給付費等交付金繰越金7,319千円は、前年度の精算による償還金の財源であります。また、その他繰越金50,000千円は、基金積立の財源であります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山本俊康君) 日程第17、議案第58号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第58号「平成30年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案

理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ688千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,259,680千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款3項1目、包括的支援事業費688千円につきましては、認知症地域支援推進員として臨時職員1名を雇用して、認知症総合支援事業を実施しておりますが、認知症相談件数の増加、認知症カフェの定期開催等認知症対策に係る事業の充実を図るため、臨時職員の勤務時間及び日数を増加するための費用を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項3目、地域支援事業交付金264千円、5款3項2目、地域支援事業費交付金132千円、及び7款1項3目、地域支援事業繰入金133千円につきましては、歳出の認知症総合支援事業費に対する国、県、一般会計の負担分でございます。

8款1項1目、繰越金159千円につきましては、財源調整としての計上であります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 (山本俊康君) 日程第18、議案第59号「平成30年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第59号「平成30年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第2条で、予算第3条に定めた「収

益的収入および支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を100,000千円増額し286,303千円とし、病院事業収益の予定額を2,734,909千円とするものであります。

この医業外収益100,000千円の増額につきましては、9月に企業債元利償還金の支払が予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計より他会計負担金として増額補正計上するものであります。

第3条では、予算第6条で定めた「一時借入金の限度額」を100,000千円減額し、700,000千円とし、第4条では、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、440,000千円とするものであります。

以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山本俊康君) しばらく休憩します。

(午前10時40分～午前10時54分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、認定第1号「平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定についてから」日程第26、認定第8号「平成29年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま一括して上程されました認定第1号から第8号までの各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度は、町民一人ひとりの豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」

の本格的始動の年でありました。

この計画は、行政だけでなく、町民と行政とが一体となってまちづくりを進めていくための共通の指針であり、人口減少を克服し活力ある町を今後も維持するため、「人の輪」（外部との交流）、「対話」（信頼の構築）、「調和」（人と自然）の3つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現を目指すこととしております。

こうした中、私の掲げましたマニフェストに沿って、主要な取り組みを申し上げさせていただきます。

「1. 人口減少に立ち向かう」としましては、森っ子出産祝い金のリニューアル、保育士宿舎借上支援事業や、認可外保育施設利用料助成の新規事業に取り組むとともに、小学校給食棟への空調設備整備事業を実施し、併せてこども医療費助成事業の継続実施を行ってまいりました。

また、町道等の基盤整備を進めるとともに、空家等対策計画の策定、木造住宅の耐震補強に対する補助や、新たに飲料水供給施設整備費補助金の対象を拡大し取り組んでまいりました。

「2. 財源を確保する」としましては、第4次森町行財政改革大綱の策定とともに、第3次森町行財政改革プランを策定しました。この大綱及びプランを今後の行財政改革の心構えとし取り組んでまいります。

歳入確保の取り組みとしましては、納税者の利便性向上を図るため、コンビニやクレジットでの支払が可能となるよう準備を進めてまいりました。また、ふるさと納税の推進を積極的に行い、多くの寄附をいただくことができました。

さらに、各種産業の振興のため、工業用地等適地調査や産業立地補助金、素材生産機械導入の補助、農業関係県営事業等の負担金や、遠州の小京都観光ホームページ作成等に取り組んでまいりました。

「3. 人にやさしいまちをつくる」としましては、国民健康保険特別会計や、介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療制度へ

の負担金、一部事務組合で行っております、消防やごみ処理、養護老人ホーム運営等の分担金、更に森町病院への繰り出しを行っております。

また、障害者計画及び障害者福祉計画の策定とともに、愛光園サテライトでの障害児支援事業や、精神障害者地域活動支援センター開設運営の新規事業に加え、各種継続事業に取り組んでまいりました。

防災・減災関係では、指定避難所に設置されている給水タンクの更新や備蓄食料の拡充等を進めるとともに、家庭内の家具固定の推進を図ってまいりました。さらに、ハザードマップを作成し、また、対住民向けのメール配信システムを導入し「森町ちゃっとメール」の運用を始めさせていただきました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業が円滑に執行されましたことを、厚くお礼申し上げます。

最初に、認定第1号「平成29年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていただきます。なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。

最初に、一般会計説明資料、1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額8,218,175千円、歳出総額7,428,670千円となり、前年度と比較しますと、歳入では317,207千円減少し、マイナス3.7パーセント、歳出では115,178千円減少し、マイナス1.5パーセントとなりました。

なお、資料にはありませんが、歳入予算に対する歳入決算の比率は106.1パーセント、歳出予算に対する執行率は95.9パーセントとなっております。また、総務費の社会保障・税番号システム整備事業、及び個人番号カード交付事業について、予算総額で2,287千円を平成30年度へ繰り越しておりますが、平成30年度へ繰り越しました事業を除いた歳出予算に対する執行率につきましても同率となつ

ております。

次に3ページをご覧ください。

歳入から歳出を差し引いた形式収支（C欄）は、789,504千円で、前年度に比べ202,028千円減少し、マイナス20.4パーセントとなりました。

次に、実質収支（E欄）は、社会保障・税番号システム整備事業、及び個人番号カード交付事業について、一部平成30年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源（D欄）432千円を差し引いて、789,072千円となります。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支（F欄）は、189,178千円の赤字となっています。

平成30年度への繰越金（L欄）は、今後の財政需要を考慮し100,000千円の決算積立（K欄）を行い、689,072千円を繰り越すものであります。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。1ページにお戻りください。

1款、町税は、2,505,895千円で、前年度に比べ51,061千円増加し、プラス2.1パーセントとなりました。

これは、法人税の増加等による町民税の増加とともに、固定資産税の、新築による家屋分の増加、企業の設備投資による償却資産の増加によるものであります。

2款、地方譲与税は、113,642千円となり、前年度に比べ635千円減少し、マイナス0.6パーセントとなっております。

6款、地方消費税交付金は、355,453千円で前年度に比べプラス2.9パーセント、7款、ゴルフ場利用税交付金は、73,464千円でマイナス4.6パーセント、8款、自動車取得税交付金は、41,896千円でプラス34.9パーセント、10款、地方交付税は、1,885,452千円で、前年度に比べ10,549千円減少し、マイナス0.6パーセントとなりました。

この減少の主な理由としましては、特別交付税が減額となったこ

とによるものでございますが、これは、全国的な自然災害の発生により、被災地へ重点配分されたことに起因し、交付額が減額となったものと推測されます。

14款、国庫支出金は、632,603千円で、前年度に比べ15,417千円減少し、マイナス2.4パーセントとなっております。

これは、障害児支援給付費負担金、公共土木施設補助災害復旧費負担金、社会資本整備総合交付金、衆議院議員総選挙執行経費交付金等の増加はあるものの、臨時福祉給付金給付費補助金、参議院議員通常選挙執行経費交付金、児童手当国庫負担金等の減少によるものです。

15款、県支出金は、442,842千円で、前年度に比べ41,179千円減少し、マイナス8.5パーセントとなっております。これは、産地パワーアップ事業費補助金、中山間地域林業整備事業費補助金、障害児支援給付費負担金等の増額はあるものの、地域産業立地補助金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、緊急地震・津波対策交付金等の減少等によるものです。

17款、寄附金は、69,209千円で、前年度に比べ13,803千円増加し、プラス24.9パーセントとなりました。これは、ふるさと納税の推進により、ふるさと応援寄附金の増加によるものです。

18款、繰入金は、229,529千円で、前年度に比べ62,198千円増加し、プラス37.2パーセントとなりました。これは、工場誘致対策費に係る企業立地推進基金繰入金の減少等はあるものの、財政調整基金繰入金の増加等によるものであります。

21款、町債は、439,070千円減少し、597,530千円となり、前年度に比べマイナス42.4パーセントとなりました。これは、防災行政無線デジタル化事業や同報無線屋外子局整備事業に係る消防債、天方小学校屋内運動場耐震補強事業に係る教育債、及び、県営農地整備事業等の負担金の減少による農林業債の減少等によるものであります。

次に自主財源についてであります。4ページ以降の表をご覧ください。

ださい。

歳入における自主財源比率は49.1パーセントで、前年度より3.7ポイントの増となっております。これは、町税及び繰入金の増による自主財源の増加、投資的事業の財源としての町債の減、国庫及び県支出金の減等による依存財源の減少によるものであります。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は30.5パーセントとなり、前年度より1.7ポイントの増となっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。説明資料4ページの下段、歳出性質別経費比較の表をご覧ください。なお、単位は千円単位となっておりますので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費（小計の1から6）は、5,525,105千円で、構成比は74.4パーセントとなり、前年度と同率となっております。

また、10の投資的経費は、581,542千円で、同じく構成比では7.8パーセントとなり、前年度に対し4.4ポイント下回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,155,079千円で、前年度より20,177千円の増となっております。また、人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように21.8パーセントと、前年度の22.0パーセントを0.2ポイント下回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等、2の物件費は1,116,953千円で、前年度に比べ104,229千円の減、マイナス8.5パーセントとなりました。減少の主な要因としましては、防災行政無線デジタル化事業に伴う通信機器等の購入費、情報セキュリティ強化対策業務委託、総合計画策定業務委託等の減少によるものであります。

4の扶助費は、1,003,506千円で、前年度に比べ8,671千円減少し、マイナス0.9パーセントとなりました。

5の補助費等は、1,473,921千円で、前年度に比べ29,839千円減

少し、マイナス2.0パーセントとなりました。これは、森町産業立地補助金の減少等によるものであります。

6の公債費は、683,938千円で、前年度に比べ46,435千円増加し、プラス7.3パーセントとなりました。

投資的経費のうち10の(1)普通建設事業費は、540,989千円で、前年度に比べ370,107千円減少し、マイナス40.6パーセントと大幅な減となっております。これは、天方小学校屋内運動場耐震補強事業、森小学校防災機能強化事業、文化会館大ホール天井耐震補強事業、防災行政無線デジタル化事業等の完了による減少でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。説明資料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高については、3,121,704千円で、前年度に比べ239,946千円の増、プラス8.3パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、86,851千円減の2,027,013千円となっております。減債基金につきましては、将来の公債費増加に備え繰越金を財源に200,000千円の積立を行っております。また、ふるさと応援基金については、ふるさと納税でいただきました寄附金の一部を積み立て、企業立地推進基金につきましては102,428千円の積立の一方、1,082千円を取り崩しております。その他の基金についても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ27,914千円減少し、8,852,161千円となっております。このうち臨時財政対策債は、4,167,507千円と前年度に比べ109,972千円増加しておりますが、元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきました実質公債費比率は、9.3パーセントとなっており、前年度に比べプラス0.6ポイントとなっております。

なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制とな

り、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません、十分、健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「平成29年度森町一般会計歳入歳出決算」と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

最初に、認定第2号「平成29年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の特別会計についても読み上げは千円単位までとさせていただきます。

決算規模は、歳入総額2,379,673千円、歳出総額2,233,944千円となり、前年度に比べて歳入では47,025千円増加しプラス2.0パーセント、歳出では29,754千円減少しマイナス1.3パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は101.3パーセント、歳出予算に対する執行率は95.1パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を引いた差引残額145,728千円を翌年度へ繰り越すものがございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の7・8ページをご覧ください。

1款、国民健康保険税は、475,360千円で、前年度に比べ5,152千円減少し、マイナス1.1パーセントとなっております。

3款、国庫支出金は、472,915千円で、前年度に比べ69,246千円増加し、プラス17.2パーセントとなっております。

9・10ページ、4款、療養給付費等交付金は、27,638千円で、前年度に比べ36,264千円減少し、マイナス56.7パーセントとなっております。

11・12ページ、9款、繰入金は、162,940千円で、前年度に比べ12,521千円増加し、プラス8.3パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。17・18ページをご覧ください。

2 款、保険給付費は、1,356,834千円で、前年度に比べ18,234千円減少し、マイナス1.3パーセントとなっております。

21・22ページ、3 款、後期高齢者支援金等は、261,196千円で、前年度に比べ6,405千円減少し、マイナス2.4パーセントとなっております。これは、後期高齢者医療制度に対して拠出するもので、2 款、保険給付費と、3 款、後期高齢者支援金等を合計すると1,618,031千円で、歳出総額の72.4パーセントを占めております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費については、一般被保険者が337,945円で、県平均の342,996円を5,051円下回り、県全体では24位、退職被保険者が303,427円で、県平均の389,735円を86,308円下回り、県全体では30位となっております。

以上、認定第2号「平成29年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について申し上げます。

次に、認定第3号「平成29年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計については、町内在住の75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付等を行う静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額196,140千円、歳出総額196,053千円となり、前年度に比べて歳入では5,406千円増加しプラス2.8パーセント、歳出では5,468千円増加しプラス2.9パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は98.7パーセント、歳出予算に対する執行率は98.7パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額86千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款、後期高齢者医療保険料は、145,192千円で、前年度に比べ5,871千円増加し、プラス4.2パーセントとなっております。

3 款、繰入金は、50,554千円で、前年度に比べ147千円増加し、プラス0.3パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。9・10ページをご覧ください。

1 款、後期高齢者医療広域連合納付金は、195,828千円で、前年度に比べ5,522千円増加し、プラス2.9パーセントで、歳出総額の99.9パーセントを占めています。

以上、認定第3号「平成29年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について申し上げます。

次に、認定第4号「平成29年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額2,449,792千円、歳出総額2,344,986千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は98.9パーセントであり、歳出予算の執行率は94.7パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は104,806千円であります。

それでは、歳入から申し上げます。決算事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款、保険料は、461,300千円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

3 款、国庫支出金548,412千円と、4 款、支払基金交付金557,117千円及び、7・8ページの5 款、県支出金312,714千円については、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業交付金等であります。

7 款、繰入金は、306,071千円で、町からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金、及び低所得者保険料軽減繰入金であります。

9・10ページ、8 款、繰越金は、245,926千円で、平成28年度からの繰越金であります。

10 款、諸収入は、18,249千円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続いて、歳出について申し上げます。13・14ページをご覧ください

い。

1 款、総務費は、31,563千円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、制度改正に対応するためのシステム改修委託料、及び要介護認定等の事務に係るものであります。

2 款、保険給付費は、1,934,436千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び、高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の82.5パーセントを占めております。

15・16ページ、3 款、地域支援事業費は、106,014千円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、及び包括的支援事業等に係るものであります。

19・20ページ、4 款、介護予防支援事業費は、7,502千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

21・22ページ、7 款、諸支出金265,469千円は、保険料の過年度還付金、国・県・町からの負担金等の精算による返還金、及び介護予防サービス計画作成料の精算に伴う繰り出しであります。

以上、認定第4号「平成29年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第5号「平成29年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度においては、主要事業として森町浄化センターの増設工事と維持管理業務、及び汚水管渠の実施設計と築造工事を実施しました。

歳入総額は982,735千円、歳出総額は924,242千円で、歳入歳出差引残額は58,493千円となります。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。決算書事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1 款、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額21,575千円に対し、収入済額は21,330千円で、差引額は245千円となります。収入未済額の内容としては、分割納付中の未納者4名分でご

ございます。

2 款、使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で調定額41,607千円に対し、収入済額は41,132千円で、収入未済額が475千円でございます。未済額の内容としましては、公共下水道使用料の平成25から29年度分の未納者24名分でございます。

3 款、国庫支出金は、336,450千円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4 款、繰入金は、一般会計繰入金で156,308千円、5 款、町債は、公共下水道整備事業債で335,000千円でございます。

7・8 ページ、6 款、諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計8,020千円でございます。

7 款、繰越金は、前年度繰越金で84,494千円でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1 款、下水道事業費789,773千円の内、主なものは、11・12ページ、2 項 1 目、下水道建設事業費の污水管渠実施設計等業務委託料14,594千円、森町浄化センター建設事業委託料488,000千円、污水管渠築造工事146,686千円、下水道管渠築造工事補償金69,091千円でございます。

2 款、公債費は、町債元金償還金と利子償還金で134,469千円でございます。

以上が、平成29年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、平成30年3月末現在で、2,644人に下水道を利用させていただいており、約57.7パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいる所存でございます。

次に、認定第6号「平成29年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさ

せていただきます。

本会計の歳入総額は1,434,422円、歳出総額は1,023,017円で、差引残額411,405円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数65戸分の使用料と繰越金でございます。歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「平成29年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は6,565,925円、歳出総額は6,224,532円で、差引残額341,393円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数71戸分の使用料、一般会計繰入金、基金繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費、財産管理費、維持改良費及び公債費でございます。

次に、認定第8号「平成29年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は200,136円、歳出総額は160,924円で、差引残額39,212円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料、繰越金及び基金繰入金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も順調に運営することができました。

しかし、今後におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなることが予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力してまいりたいと考えております。

以上、認定第1号から第8号まで一括して説明申し上げましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) ここで、監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。登壇願います。

代 表 (花 嶋 勇 君) 監査委員の花嶋でございます。一般会計及び
監査委員 特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成29年度森町一般会計歳入歳出決算及び平成29年度森町国民健康保険特別会計外6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月18日・23日・25日・26日の4日間、鈴木托治監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合をいたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成をされておりまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をしておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議 長 (山 本 俊 康 君) 日程第27、認定第9号「平成29年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第28、認定第10号「平成29年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題と
します。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま一括して上程されました認定第9号及び第10号の各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます

す。

最初に、認定第9号「平成29年度森町水道事業会計決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

まず、決算書16ページをご覧ください。平成29年度の業務状況でございますが、年度末給水人口は16,456人、給水戸数6,156戸、年間総配水量2,895,827立方メートル、年間有収水量2,383,210立方メートル、有収水量率82.30パーセントとなっています。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では161人の減、給水戸数では77戸の増、年間総配水量では76,891立方メートルの増、年間有収水量は75,614立方メートルの増となり、有収水量率は前年度と比較すると0.44ポイントの増でございます。

これからの説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

20ページから22ページの、収益費用明細書でございますが、消費税を除いた計上となっております。収益合計は、前年度対比2.8パーセント減収の315,254千円、費用合計は、前年度対比0.7パーセント増の291,541千円で、差引23,712千円の当年度純利益が生じました。

次に、23ページの資本的収入及び支出でございますが、上段の収入、資本的収入としましては、下水道事業に伴う配水管布設替工事（その1）外2件の工事負担金、及び企業債等で、収入合計112,618千円となりました。

下段の支出、資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、町道小川線石綿管布設替工事外11件の工事請負費、企業債償還金等で、合計187,618千円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「平成29年度森町水道事業会計の決算状況について」でございますが、今後も各施設の使用効率を高め、有収水

量の向上と経費の節減を図り、来るべき工事に備え現金の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全な水の安定供給と経営の健全化に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第10号「平成29年度森町病院事業会計決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

まず、附属資料の、9ページをご覧ください。

平成29年度病院事業の報告であります。当年度は、第4次経営改革プランの1年目であり、経営の効率化と目標達成に向けて取り組んでまいりました。

病棟につきましては、平成28年3月に病棟再編により3つの病棟をそれぞれ機能別に分化し、1病棟を一般急性期病棟、2病棟を地域包括ケア病棟、そして3病棟を回復期リハビリテーション病棟としました。この3つの病棟を患者の病状と入院目的により機能させ、ベッドコントロール会議を毎週行い、効率的な病棟運営に努めてきました。また、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟については、リハビリテーションを充実させるなど、在宅復帰に向けた退院支援を強化してきました。入院患者数は、一般急性期病棟に入院する患者が減少し、他病院からの紹介患者も減少したことから、全体としては前年度を下回る結果となりました。

外来診療につきましては、病院と森町家庭医療クリニックの機能分化が進み、かかりつけ医としての森町家庭医療クリニックの認知度の上昇、巡回診療の実施、妊婦検診等の取り組みにより、家庭医療クリニックにおける患者数は、ほぼ横ばいを維持したものの、病院の患者数の減少傾向を止めることはできず、合計の患者数としては前年度を下回る結果となりました。

在宅医療につきましては、在宅医療支援室の在宅医療コーディネーターが中心となって運営し、多職種での情報共有を目的とした在宅医療・介護連携情報システムの活用に引き続き取り組んだことから、訪問診療件数は、病院から家庭医療クリニックにシフトしたことにより病院の件数は減少したものの、全体としては前年度を上回

ることができました。

それでは、平成29年度の患者動向及び収支状況について申し上げます。14・15ページをご覧ください。

まず、患者の動向であります。入院患者数は年間延べ数で43,406人となり、対前年度比では1,194人の減、率で2.7パーセント減少しております。一日平均では118.9人で、対前年度比3.3人減少し、病床利用率は前年度を2.5ポイント下回る90.8パーセントとなりました。

外来患者数は、83,644人となり、対前年度比では2,858人の減、率で3.3パーセントの減少となりました。

次に収支状況であります。これからの説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

19ページから22ページの、第3条予算の収益的収入及び支出の状況であります。収入の病院事業収益は、2,804,108千円で、前年度に対し99,128千円減少し、マイナス3.4パーセントとなりました。

このうち、医業収益は、2,435,924千円で、前年度に対し73,907千円減少し、マイナス2.9パーセントとなりました。

医業収益の内訳では、入院収益が1,565,049千円で、対前年度43,526千円減少し、マイナス2.7パーセントとなりました。また、外来収益は731,946千円で、対前年度35,978千円減少し、マイナス4.7パーセントとなりました。

医業外収益は、367,118千円で、対前年度10,994千円減少し、マイナス2.9パーセントとなりました。減少の原因は、他会計負担金、保育園収益、長期前受金戻入、その他医業外収益が減少したことによります。

次に支出の病院事業費用は、2,743,999千円で、対前年度151,063千円減少し、マイナス5.2パーセントとなりました。このうち医業費用は、2,605,109千円で、対前年度132,633千円減少し、マイナス4.8パーセントであります。

この結果、決算書5ページの経常利益は、66,078千円の計上とな

り、昨年に続き利益計上となりました。これは、入院収益、外来収益ともに前年度を下回ったものの、経費節減等の効果が大きく現れ、利益を伸ばすことができたことによるものであります。なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は、60,109千円の計上となりました。

続きまして、23ページをご覧ください。第4条予算の資本的収入及び支出の状況を説明申し上げます。

先に下段、支出の資本的支出から説明いたします。総額は319,845千円で、建設改良費として18,506千円を執行しました。その主な内訳として、防犯カメラ、インターホンシステム、超音波診断装置（腹部エコー）、大腸ビデオスコープ、食器消毒保管庫等を購入したものです。

また、企業債償還金は、301,339千円となりました。

次に上段、収入の資本的収入は、資本的支出に伴い算出された一般会計出資金として184,365千円を繰入し、建設改良費の財源としての企業債で16,600千円を収入としました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げますが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (山本俊康君) 監査委員から発言があれば、発言を許します。

花嶋代表監査委員。登壇願います。

代 表 (花嶋勇君) 企業会計の決算審査について申し上げます。

監査委員 地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成29年度森町水道事業会計決算及び平成29年度森町病院事業会計決算につきまして、去る6月26日、鈴木托治監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、両事業会計の決算書、附属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、

点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」として提出をしてございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長 (山本俊康君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9月10日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑、並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

(午前11時55分 散会)